

## 知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、知立駅前暫定広場（以下「広場」という。）を活用した知立駅周辺賑わい創出事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定め、広場の活発な利用の促進及び賑わいの創出を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

### (事業の条件)

第2条 事業として認定するものは、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 飲食、物販、サービスの提供など地域の商業振興及び観光振興に資するもの
- (2) 知立市又は知立市観光協会が主催、共催又は後援するもの
- (3) その他公共の利益に資するもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、知立市観光協会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定をしない。

- (1) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する個人又は団体が実施するとき。
- (2) 広場を利用する者の安全及び災害時の避難誘導に支障となるおそれのあるとき。
- (3) 知立駅前暫定広場の管理及び使用に関する規約第6条第1項第1号から第10号まで第14号に該当する行為が含まれるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、会長が実施を不相当と認めるとき。

### (広場の使用可能区域)

第3条 事業の実施にあたり、広場の使用できる区域は別図1に定める場所とし、一部使用も可能とする。

### (広場の使用の条件)

第4条 事業の実施にあたり、広場を連続して使用できる期間は、7日以内とする。

2 広場を使用できる時間は、午前6時から午前0時までの間とし、使用に係る設営及び撤去についてもこの時間内で行うものとする。ただし、午後9時から午前0時までではアルコール類の販売を禁止とする。

- 3 人口芝の区域は、車両の乗り入れや特別な設備の設置等人工芝を損傷させる恐れがあることをしてはならない。
- 4 広場に付帯する電気設備は、イベント等を開催する際の音響や照明等への使用に限定し、キッチンカー等の出店者による調理等への使用は禁止する。
- 5 広場に付帯する水道設備は、広場の清掃や散水等を行う際の使用に限定し、キッチンカー等の出店者による調理等への使用は禁止する。
- 6 イベント等を実施する場合は、近隣住民等へ事業開始の1週間前までに周知するものとする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、会長が認めたときは、この限りでない。

(事業の実施申請)

第5条 事業の実施を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業認定申請書(様式第1)に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 事業の実施を申請できる者は、事業者及び団体等に限る。
- 3 申請ができる期間は、事業開始日の8週間前から2週間前までとする。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。
- 4 申請の受付は原則、先着順とする。ただし、必要に応じて知立市観光協会が調整できるものとする。

(認定の可否)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、認定の可否を決定し、知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業認定可否決定通知書(様式第2。以下「認定決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の認定に条件を付することができる。
- 3 会長は、第1項の規定により事業の認定をしたときは、当該事業の周知に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業を実施できる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(認定の取消等)

第7条 会長は、前条の規定により事業の認定を受けたもの(以下「認定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消し、又は広場の使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 法令又はこの要領に違反したとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により事業の認定を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により広場の利用ができなくなったとき。
- (5) 事業の内容等により、危険を生じさせるおそれがあるとき。
- (6) 広場の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、工事その他の都合により会長が特に必要と認めるとき。

(認定内容の変更)

第8条 認定者は、認定を受けた事業の内容を変更する場合は、速やかに知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業変更認定申請書(様式第3)により、会長に申請しなければならない。ただし、当該変更の内容が軽微な場合には、その内容を観光協会に報告し、協議の上、当該申請書の提出を省略することができる。

2 前項の規定により変更認定申請書を提出された場合は、会長はその内容を審査し、知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業変更認定可否決定通知書(様式第4)により、認定者に通知する。

(認定申請の取り下げ)

第9条 申請者は、自己の都合により事業の認定申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により認定申請を取り下げるときは、申請者は、知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業認定申請取下申出書(様式第5)により、速やかに会長に申出なければならない。

(広場の使用料)

第10条 認定者は、無料で広場を使用できるものとする。

(実績報告)

第11条 事業を実施した者は事業の終了後、速やかに事業実績報告書(様式第6)により、会長に報告しなければならない。

(広場の原状回復の義務)

第12条 事業の実施に関する資機材等の調達、設置、撤去等に係る作業は、事業を実施する者の責任において行うものとする。

2 事業を実施する者は、広場を認定の内容及び条件等に従って適正に管理し、毀損及び汚損等のないよう十分な措置を講じなければならない。

3 事業を実施する者は、事業の実施に関する資機材を撤去したときは、広場を原

状回復するとともに、清掃し、ゴミ等はすべて持ち帰らなければならない。この場合において、第7条の規定により事業の認定を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、会長が現状に回復することを不相当と認めた場合は、事業を実施する者に対して、その措置について必要な指示をすることができる。  
(損害の補償)

第13条 事業を実施する者は、事業の実施によって、観光協会又は第三者に損害を与えたときは、事業を実施する者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

- 2 第7条の規定による事業の認定の取り消しにより発生した損害については、観光協会は一切の責任を負わない。

- 3 事業を実施する者は、広場の使用前に広場等の毀損又は汚損等を発見した場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、会長と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

別図 1



【凡例】



…知立駅前暫定広場

様式第1（第5条関係）

知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業認定申請書

年 月 日

知立市観光協会長 様

申請者 住 所

氏 名

名称及び代表者氏名

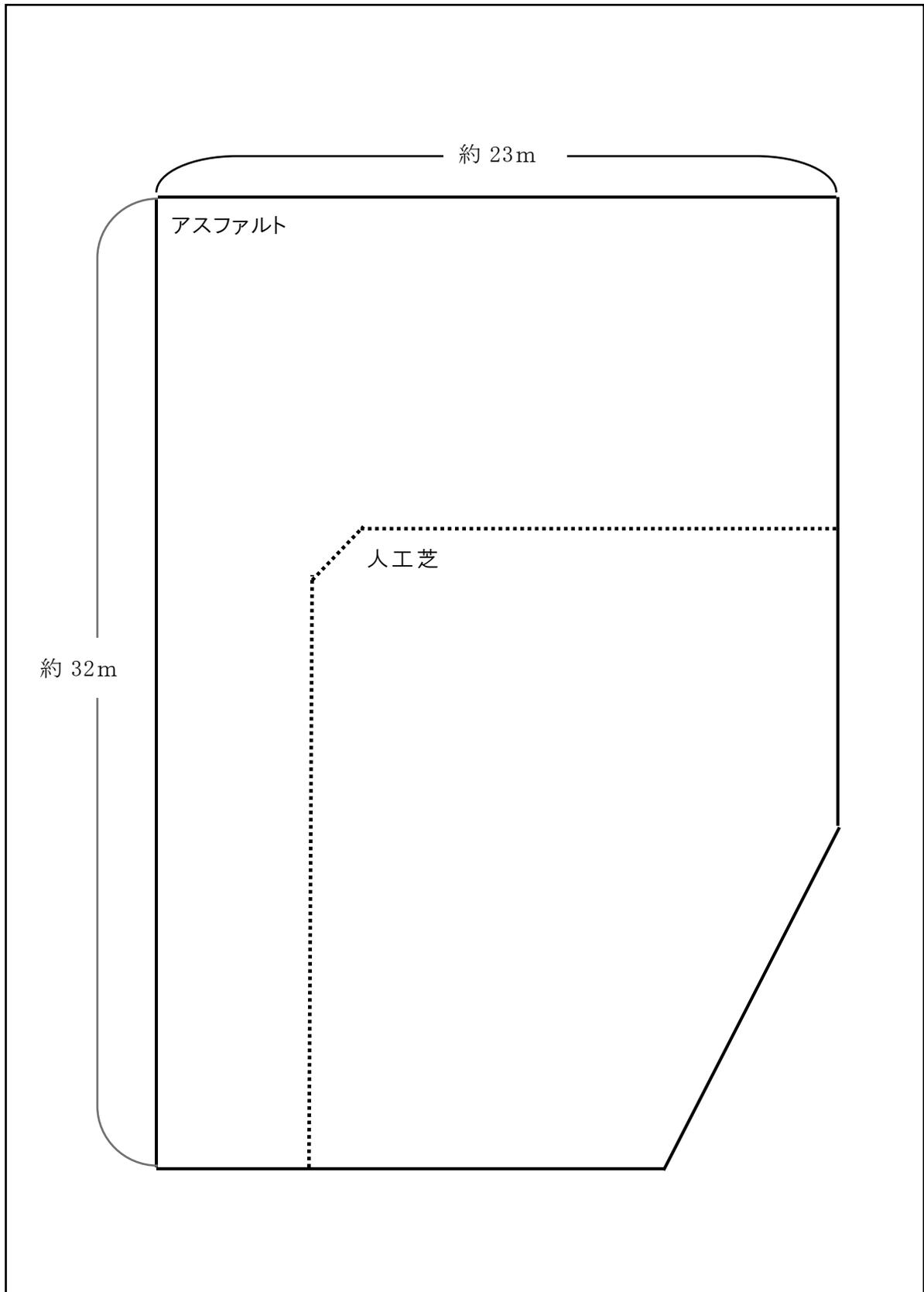
電話番号

次のとおり、事業を実施したいため、知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業の認定を申請します。

事業内容	
実施期間 (設営及び撤去時間含む)	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使用区域	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 一部使用
事業の概要	
付帯設備の使用有無 (調理等への使用は不可)	<b>電気設備</b> <input type="checkbox"/> 有【用途：音響、照明、その他 ( )】 <input type="checkbox"/> 無 <b>水道設備</b> <input type="checkbox"/> 有【用途：清掃、散水、その他 ( )】 <input type="checkbox"/> 無
責任者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 住所 氏名 電話番号
市ホームページ等でイベント等の周知を希望する場合	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ホームページURL： SNSアカウント名：

※事業の内容が分かる資料及び別紙位置図に資材等の設置予定箇所を記入し、添付してください。

位 置 図



様式第2（第6条関係）

知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業認定可否決定通知書

年 月 日

様

知立市観光協会長

年 月 日付で申請のありました知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業の認定については次のとおり 可・否 とします。なお、認定の上は、知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業実施要領に基づき実施してください。

○認定可の場合

事業内容	
実施期間 (設営及び撤去時間含む)	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使用区域	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 一部使用
事業の概要	
付帯設備の使用可否	電気設備 可(用途: )・否 水道設備 可(用途: )・否
責任者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 住所 氏名 電話番号
認定番号	第 号

○認定否の場合

理由	
----	--

様式第3（第8条関係）

知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業変更認定申請書

年 月 日

知立市観光協会長 様

申請者 住 所

氏 名

名称及び代表者氏名

電話番号

認定番号第 号で認定を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
事業内容		
実施期間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使用区域	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 一部使用	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 一部使用
使用目的		
その他変更事項		

様式第4（第8条関係）

知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業変更認定可否決定通知書

年 月 日

様

知立市観光協会長

年 月 日付けで申請のありました知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業の変更認定については次のとおり 可・否 とします。なお、認定の上は、知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業実施要領に基づき実施してください。

○認定可の場合

事業内容	
実施期間 (設営及び撤去時間含む)	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使用区域	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 一部使用
事業の概要	
付帯設備の使用可否	<b>電気設備</b> 可 (用途: ) ・否 <b>水道設備</b> 可 (用途: ) ・否
責任者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 住所 氏名 電話番号
認定番号	第 号

○認定否の場合

理由	
----	--

様式第 5（第 9 条関係）

知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業認定申請取下申出書

年 月 日

知立市観光協会長 様

申請者 住 所

氏 名

名称及び代表者氏名

電話番号

認定番号第 号で認定を受けた内容について、申請を取り下げしてください。

理由 :

※知立駅前暫定広場を活用した賑わい創出事業認定可否決定通知書（様式第 2）を必ず添付してください。

様式第6（第11条関係）

事業実績報告書

年 月 日

知立市観光協会長 様

報告者 住 所

氏 名

名称及び代表者氏名

電話番号

認定番号第 号で認定を受けた内容について、次のとおり事業実績を報告します。

事業内容	
実施期間 (設営及び撤去時間含む)	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使用区域	<input type="checkbox"/> 全面使用 <input type="checkbox"/> 一部使用
事業の概要	
集客者数 (延数、各日数)	
添付資料	<input type="checkbox"/> イベント等の様子や店舗の設置状況が分かる写真等 <input type="checkbox"/> 売上金額が分かる資料（日別、出店舗別）